

春日部市教育委員会規則第 3 号

春日部市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

春日部市教育委員会教育長

鎌田 亨

春日部市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

春日部市教育委員会表彰規則（平成27年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	功績事項	選考基準	区分	功績事項	選考基準
第2条第1項第2号	学業、課外部活動、行動等において、他の模範と認められる児童、生徒又は課外部活動を行う団体	ア 人命救助、災害の未然防止及びこれに類する行為を行ったもの イ 世界大会等に出場したもの ウ 市・県大会等（開催の規模、出場者の構成、選抜方法等を考慮して教育委員会が市・県大会等に準ずると認めるものを含む。）を経て全国規模の大会等に出場したもの	第2条第1項第2号	学業、課外部活動、行動等において、他の模範と認められる児童、生徒又は課外部活動を行う団体	ア 人命救助、災害の未然防止及びこれに類する行為を行ったもの イ 世界大会等に出場したもの ウ <u>公的機関が主催する市・県大会等</u> を経て全国規模の大会等に出場したもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2条第2項	第2条第1項各号に掲げるもののうち、その功績等が特に顕著であるもの	市・県大会等（開催の規模、出場者の構成、選抜方法等を考慮して教育委員会が市・県大会等に準ずると認めるものを含む。）を経て出場し、又は全国的に評価が定着した全国規模以上の大会、コンクール、公募展等において、最高賞又はこれに準ずる成績をおさめたもので、技量又は活動が全国的に高い評価を受けたもの	第2条第2項	第2条第1項各号に掲げるもののうち、その功績等が特に顕著であるもの	<u>公的機関が主催</u> し、又は全国的に評価が定着した全国規模以上の大会、コンクール、公募展等において、最高賞又はこれに準ずる成績をおさめたもので、技量又は活動が全国的に高い評価を受けたもの

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。